小規模個人再生による再生手続廃止

平成２６年（再イ）第１６号

千葉県成田市高岡1153番地５

再生債務者　青野　正一

１　主文　本件再生手続を廃止する。

２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。

平成26年９月16日　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（再イ）第１９９号

神奈川県小田原市蓮正寺801―５

再生債務者　松田　知道

１　主文　本件再生手続を廃止する。

２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。

平成26年９月16日

東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２６年（再ロ）第１００２８号

埼玉県久喜市葛梅431―27

再生債務者　伊藤　昭雄

１　意見聴取に付する再生計画案　平成26年９月12日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成26年10月１日まで

平成26年９月17日

東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再ロ）第３号

静岡市駿河区小鹿429番地３　プレステージ206号

再生債務者　中瀬　美佳

１　意見聴取に付する再生計画案　平成26年９月10日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成26年10月９日まで

平成26年９月18日

静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（再ロ）第１号

神戸市西区竜が岡５丁目27番地の14

再生債務者　森田　和志

１　意見聴取に付する再生計画案　平成26年９月１日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成26年10月17日まで

平成26年９月16日

神戸地方裁判所明石支部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２６年（再ロ）第６号

埼玉県狭山市大字青柳63番地　新狭山ハイツ17棟304号

再生債務者　平原　勝夫

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成26年９月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年９月17日

さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（再ロ）第１９号

大阪府茨木市橋の内１丁目10番24号

再生債務者　西島　治夫

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成26年９月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年９月17日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（再ロ）第２号

神戸市垂水区日向１丁目６番１―407号

再生債務者　塩見　正守

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成26年９月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年９月17日

神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

平成26年９月29日　新潟県教育委員会

１　失効した免許状の種類、番号

⑴　小学校教諭１級普通免許状

昭61小１普第620号

⑵　中学校教諭２級普通免許状（保健体育）

昭61中２普第747号

授与年月日　昭和62年３月31日

授与権者　埼玉県教育委員会

氏名　関口　芳平

本籍地　新潟県

２　失効年月日　平成26年９月18日

３　失効の事由

教育職員免許法第10条第１項第２号該当

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

両社の株主総会の承認決議は平成二十六年十一月一日であり、効力発生日は平成二十六年十一月一日であります。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年九月二十二日

掲載貢　二十八貢（号外第二〇九号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年九月二十二日

掲載貢　三十貢（号外第二〇九号）

平成二十六年九月二十九日

山形県鶴岡市伊勢横内字畑福九〇番地

（甲）株式会社ティー・ピー・ジェイ

代表取締役　松岡　英哲

山形県鶴岡市伊勢横内字畑福九〇番地

（乙）株式会社エムピープロジェクト

代表取締役　鄭　亨模

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年七月三十一日

掲載貢　一五三貢（号外第一七一号）

平成二十六年九月二十九日

東京都港区虎ノ門四丁目三番一号城山トラストタワー三七階

（甲）クオール株式会社

代表取締役　中村　勝

東京都目黒区三田二丁目一一番一号

（乙）メディコ株式会社

代表取締役　小山　昭浩

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年九月二十二日

掲載貢　九十二貢（号外第二十六号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年二月二十四日

掲載貢　九十二貢（号外第二十六号）

平成二十六年九月二十九日

東京都千代田区神田神保町三丁目五番地

（甲）株式会社ＳＯＷアセットマネジメント

代表取締役　上林　肇

東京都千代田区神田神保町三丁目五番地

（乙）株式会社ＳＯＷアセットファイナンス

代表取締役　阿部　亨

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年九月二十二日

掲載貢　二〇貢（号外第二〇九号）

（乙）計算書類の公告義務はありません。

平成二十六年九月二十九日

東京都港区白金台三丁目一八番八―二〇一号

（甲）株式会社カイクリエイツ

代表取締役　小林　裕子

東京都港区白金台三丁目一八番八―二〇一号

（乙）有限会社回取締役　小林　裕子